高知県ボランティアセンター事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県ボランティアセンター事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

　（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、平時及び災害時におけるボランティア活動の活性化を目的として、高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が行う別表第１に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

 （補助基準額及び補助対象経費）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助基準額及び補助対象経費は、別表第１に定めるとおりとし、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業費に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（補助金等交付申請書等）

第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとする。

２　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

　（補助の条件）

第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　（１）補助事業の内容を変更する場合及び補助事業に要する補助対象経費の各区分間の配分の変更（区分の配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第２号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

　（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

　（３）補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとすること。

　（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和39年政令第255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。

　（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

　（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

　（７）補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後５年間保管しておかなければならないこと。

　（８）補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示すること。

（９）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（10）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（11）補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して、第４号から第７号まで及び前号の条件を付さなければならないこと。

（12）県税の滞納がないこと。

　（概算払）

第６条　知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定に基づく概算払を請求しようとするときは、別記第３号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

　（実績報告）

第７条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、補助事業の完了後１月以内又は翌年度の４月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

２　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第５号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

　　　附　則

　１　この要綱は、平成16年６月４日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

 ２　この要綱は、令和９年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５条第４号から第８号まで及び第７条第３項の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

　　　附　則

　この要綱は、平成17年９月15日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成19年６月25日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成20年９月３日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成21年11月26日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成22年６月８日から施行し、同年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成25年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成27年９月７日から施行し、同年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成29年３月８日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年10月26日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業の区　分 | 補助基準額 | 補助対象経費 |
| 災害ボランティアセンター等体制強化事業 | 知事が別に定める額 | 　発災時の円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営のため、平時に行う市町村社会福祉協議会への研修や訓練などの実施及び県域での支援体制の整備に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品及びパソコン本体を除く。）並びに助成金 |
| ボランティア活動推進事業 | 知事が別に定める額 | 地域のボランティア活動の活性化のため、福祉教育やボランティア学習を推進する体制の整備及びボランティア活動に参加しやすい環境整備に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品及びパソコン本体を除く。）並びに助成金 |
| バーチャルボランティアセンター事業 | 知事が別に定める額 | 各ボランティア団体等が「こうちボランティア・NPO情報システム（ピッピネット）」を基盤又は媒体として、情報発信等の主体的な活動を行うことを支援するバーチャルボランティアセンターの運営に必要な次に掲げる経費報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料並びに備品購入費（単価30万円以上の備品及びパソコン本体を除く。） |

別表第２（第５条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

































